

役員報酬規定

特定非営利活動法人リネーブル・若者セーフティネット

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人リネーブル・若者セーフティネットの役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 役員は原則無報酬とする。但し、法人事務局職員として勤務する者には給与としての支給を行えるものとする。

(実費弁償)

第3条 役員（法人事務局職員を兼務するものを除く。以下同じ）が法人業務遂行に必要な費用を支出した場合には、その実費相当分を弁償することができる。

(補則)

第4条 その他必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が決定する。

附則

1 この規定は、2020年9月1日から施行する。